

令和7年度第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会・
岡山県障害者差別解消支援地域協議会

次 第

日 時：令和8年2月17日（火）14時00分～ 場 所：ピュアリティまきび 飛翔

1 開 会

2 議 題

(障害者施策推進審議会、自立支援協議会、障害者差別解消支援地域協議会)

(1) 障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

(障害者施策推進審議会、自立支援協議会)

(2) 岡山県自立支援協議会専門部会の活動について

(3) 「第5期岡山県障害者計画（第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画）」の取組状況について

(4) 「岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画」に係る次期計画について

3 閉 会

配付資料一覧

	資料番号	資料名
		次第
		委員名簿
		出席者名簿
		配席図
		審議会・協議会の概要
議題(1)	資料1	障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について
議題(2)	資料2	岡山県自立支援協議会専門部会の活動について
議題(3)	資料3 (3-1~3-3)	「第5期岡山県障害者計画(第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画)」の取組状況について
議題(4)	資料4	「岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画」に係る次期計画について

**「岡山県障害者施策推進審議会」、「岡山県自立支援協議会」、
「岡山県障害者差別解消支援地域協議会」 委員名簿**

任期：～令和8年5月31日

	氏名	職名	施策推進 審議会	自立支援 協議会	差別解消 協議会
1	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長	○	○	○
2	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長	○	○	○
3	臼井 進	公募委員	○		○
4	内山 透	岡山労働局職業対策課長			○
5	太田 出穂	岡山地方法務局人権擁護課長			○
6	片岡 美佐子	公募委員	○		○
7	金島 一顯	倉敷まきび支援学校長	○	○	○
8	来住 由樹	強度行動障害支援部会会長		○	
9	小寺 弘城	岡山県商工会連合会専務理事			○
10	小山 恵子	岡山商工会議所総務部長			○
11	阪井 ひとみ	岡山県精神障害者家族会連合会理事長	○	○	○
12	竹田 航	岡山弁護士会会員			○
13	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会会長	○	○	○
14	問田 直美	岡山県障害福祉施設等協議会理事			○
15	徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター名誉院長	○		○
16	中島 洋子	まな星クリニック院長	○	○	○
17	永田 拓	人材育成部会会長		○	
18	檜原 幸二	医療的ケア児等支援部会会長		○	
19	難場 誠二	公募委員	○		○
20	萩原 義文	就労継続支援A型事業所協議会理事長・就労支援部会会長	○	○	○
21	福田 司	岡山県議会議員	○		○
22	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長	○	○	○
23	水田 健一	岡山県社会福祉協議会常務理事	○	○	○
24	宮地 亮平	中国運輸局岡山運輸支局首席運輸企画専門官			○
25	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	○	○	○
26	森 俊己	岡山県難聴者協会会長	○		
27	森 昌士	高梁市健康福祉部長	○		○
28	薬師寺 明子	美作大学生生活科学部教授	○		○

**令和7年度第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会
岡山県障害者差別解消支援地域協議会 出席者名簿**

1 委員（任期：～R8.5.31）

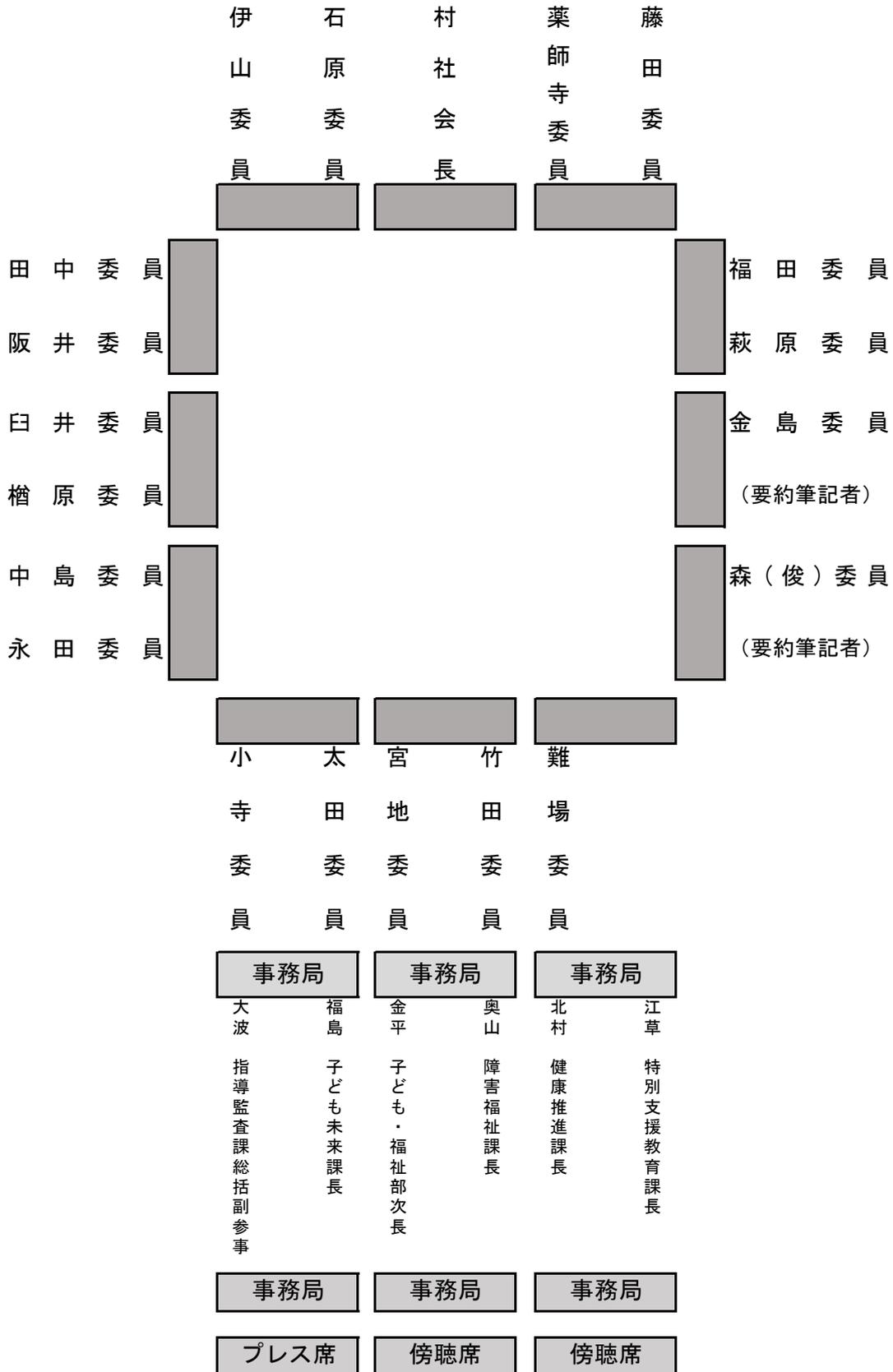
	氏名	職名	施策推進 審議会	自立支援協 議会	差別解消 協議会
1	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長	○	○	○
2	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長	○	○	○
3	臼井 進	公募委員	○		○
4	内山 透	岡山労働局職業対策課長	欠席		○
5	太田 出穂	岡山地方法務局人権擁護課長			○
6	片岡 美佐子	公募委員	欠席	○	○
7	金島 一顯	倉敷まきび支援学校長	○	○	○
8	来住 由樹	強度行動障害支援部会長	欠席	○	
9	小寺 弘城	岡山県商工会連合会専務理事			○
10	小山 恵子	岡山商工会議所総務部長	欠席		○
11	阪井 ひとみ	岡山県精神障害者家族会連合会理事長	○	○	○
12	竹田 航	岡山弁護士会会員			○
13	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会会長	○	○	○
14	問田 直美	岡山県障害福祉施設等協議会理事	欠席		○
15	徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター名誉院長	欠席	○	○
16	中島 洋子	まな星クリニック院長	○	○	○
17	永田 拓	人材育成部会長		○	
18	檜原 幸二	医療的ケア児等支援部会長		○	
19	難場 誠二	公募委員	○		○
20	萩原 義文	就労継続支援A型事業所協議会理事長・就労支援部会長	○	○	○
21	福田 司	岡山県議会議員	○		○
22	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長	○	○	○
23	水田 健一	岡山県社会福祉協議会常務理事	欠席	○	○
24	宮地 亮平	中国運輸局岡山運輸支局首席運輸企画専門官			○
25	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	○	○	○
26	森 俊己	岡山県難聴者協会会長	○		
27	森 昌士	高梁市健康福祉部長	欠席	○	○
28	薬師寺 明子	美作大学生活科学部教授	○		○

2 県関係者

	氏名	所属・職名
1	金平 陽子	子ども・福祉部 次長
2	福島 雄一	子ども・福祉部子ども未来課 課長
3	大波 優美子	子ども・福祉部指導監査課 総括副参事
4	北村 幸治	保健医療部健康推進課 課長
5	江草 大作	教育庁特別支援教育課 課長
6	奥山 巧	子ども・福祉部障害福祉課 課長
7	藤本 賀隆	子ども・福祉部障害福祉課 総括参事（障害福祉企画班長）
8	横田 輝彦	子ども・福祉部障害福祉課 総括参事（障害福祉サービス班長）
9	赤木 哲郎	子ども・福祉部障害福祉課 総括副参事（福祉推進班長）
10	新谷 望	子ども・福祉部障害福祉課 主事
11	土居 龍矢	子ども・福祉部障害福祉課 主事

令和7年度第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会

岡山県障害者差別解消支援地域協議会 配席図



審議会・協議会の概要

岡山県障害者施策推進審議会

- 設置根拠
 - ・障害者基本法（必置）
 - ・岡山県障害者施策推進審議会条例
- 関係する県計画
 - ・岡山県障害者計画
（障害のある人のための施策に関する基本計画）
- 審議会の所掌事務
 - ・県障害者計画策定にあたっての意見
 - ・県障害福祉計画策定にあたっての意見
 - ・県の障害者に関する施策の実施状況の把握 など

岡山県自立支援協議会

- 設置根拠
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（努力義務）
 - ・岡山県自立支援協議会設置要綱
- 関係する県計画
 - ・岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画
（障害福祉サービスの利用見込量や提供体制の確保を定め、その円滑な実施に関する計画）
- 協議会の所掌事務
 - ・県障害福祉計画策定にあたっての意見
 - ・障害者等への支援体制の整備に関する協議 など

岡山県障害者差別解消支援地域協議会

- 設置根拠
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（任意）
 - ・岡山県障害者差別解消支援地域協議会
- 協議会の所掌事務
 - ・障害者差別の解消の取組に関する協議
 - ・障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること など

障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

1 障害者差別解消の推進に向けた取組状況

岡山県自閉症協会

「4/2 世界自閉症啓発デー」取組

※別紙参照

岡山労働局

- 1 職員研修の実施
新規採用職員、人権教育受講職員、新任管理者

- 2 事業主向け啓発
ハローワーク窓口でリーフレットの配布

岡山地方法務局

- 1 人権相談への対応及び人権侵害の疑いのある事案の調査・救済
国の人権擁護機関として、住民からの人権相談に応じ、助言等を行うとともに、障害者差別などの人権侵害の疑いのある事案があった場合には、人権侵犯事件として立件し、事実関係の調査等を行っている。

- 2 人権出前講座の実施
令和7年10月下旬、税務署からの依頼により、岡山市及び玉野市内に所在する税務署（4か所）へ出向き、職員を対象として障害者差別解消法をテーマとした人権出前講座を実施した。

岡山県立倉敷まきび支援学校

1 教職員への研修の実施

職員を対象に人権意識の向上や差別解消に関わる研修「自殺予防教育の推進について」と「要支援者が安心して避難することができるまちづくり」を実施

(1) 時期 夏季休業中

(2) 対象者 教職員全員 自殺予防教育の推進…約 200 人
希望研修 障がい者支援……………約 100 人

2 啓発を目的とした SNS の活用、行事の実施、行事への参加

- (1) 児童生徒の居住地校での交流活動の情報発信や地域での清掃、美化、販売活動等の情報発信を継続的に行っている。
- (2) 障害者雇用の理解・啓発及び推進に向け、企業参観日（学校見学・参観、講演等）を1年間に数回実施している。
- (3) 地域の人権教育推進活動の一環として、文化祭等の学校行事の案内を共有し、地域の方々に校内で児童生徒の発表を参観していただいている。
- (4) 学校周辺地区や学区の市町村の文化祭や作品展等に学校案内ボードや作品、製品等を展示し、障害者理解に関する啓発を図っている。

岡山県精神障害者家族会連合会

・一般の方への講演会の実施

一般の方を対象に、障害のある方に対しての人権をテーマに開催。
障害を持っておられる方への理解を啓発する。

(1) 時期 毎年秋ごろ 令和7年度は9月

(2) 対象者 一般、家族、当事者、関係機関など 49名

岡山県手をつなぐ育成会

1 警察署訪問の実施

平成20年度より、県下の警察署訪問を地域連絡協議会（地元の親の会、関係団体等で組織）で行ってきている。警察の方に障害者理解や安心・安全な地域生活を送るために必要なことを理解していただくことを目的に継続している。また、地域で不審者扱いされたという事例もあり訪問を継続していきたい。

2 研修会の実施

育成会会員、知的障害者相談員、教育関係者、障害福祉事業所職員などを対象に研修会を行っている。また、知的障害者相談員が県下8地域で、障害理解や権利擁護などをテーマに研修会を行っている。

今年度、県育成会が実施した障害理解の研修会としては、「知的・発達障害の疑似体験」をテーマに、兵庫県たつの市にあるキャラバン隊「ピース&ピース」による研修会がある。

3 要望書の提出

毎年会員から要望事項を集め、要望書としてまとめている。

今年度も自民党、公明党の議員の方に要望を伝える場を設けていただいた。

〔要望の内容〕

- ・障害者差別解消法の改正による民間事業者への合理的配慮の義務化～職場でキーパーソンとなる人を
- ・生涯学習の視点から～学校卒業後の余暇・交流活動への市町村による支援を
- ・医療的ケアのある児者の自然災害時の緊急避難先の確保

就労継続支援A型事業所協議会

就労継続支援A型事業所は、障害者総合支援法に以下の定めがあり、取り組まなければなりません。項目によっては、減算が適用されたり、公表することで事業所の状況が公開される為、適正な運営に繋がると思われます。

「苦情解決」

- ① 苦情・要望受付の窓口を設置：受付者、解決責任者を配置
- ② 内容の記録
- ③ 市町村への報告

「虐待等の禁止」

- ① 虐待防止委員会を定期的（年1回以上）開催し、その結果を従業者に周知徹底
- ② 従業者に定期的（少なくとも年1回以上）・新規採用時に研修を実施
- ③ ①・②を適切に実施する担当者（サービス管理責任者等）を配置
- ④ 上記いずれか1つでも未実施の場合、減算適用・体制届の提出が必要

「身体拘束等の禁止」：令和4年度から義務化

- ① やむを得ず行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録
- ② 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を定期的(少なくとも年1回以上)開催、その結果を従業者に周知徹底。議事録・周知した事が確認できるものが必要
- ③ 身体拘束等の適性化のための指針を整備
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上・新規採用時）に実施
- ⑤ 上記いずれか1つでも未実施の場合、減算適用・体制届の提出が必要

「スコア方式」により『事業所の労働時間（1日の平均労働時間）、生産活動収支（前年度・前々年度及び前々々年度）』、『多様な働き方（就労の機会の提供を実現できる整備状況）』、『支援力向上（利用者に対する支援の質の向上に係る取組みの状況）』、『地域連携活動（地域での利用者の活躍の場を広げ、自立した生活を実現する上での取組み、実施状況）』、『経営改善計画作成状況（指定基準に従った適切な事業運営、利用者の賃金確保の観点）』、『利用者の知識・能力の向上（一般就労に向けた意欲創出、利用者の社会参加の取組状況）』を1年に1回以上、自己評価し、その結果をインターネットの利用等によって公表している。

岡山県身体障害者福祉連合会

- 1 岡山県身体障害者相談員研修会の開催（毎年）
対象者：身体障害者相談員（県下約 180 名）など
内容：行政説明、講話、事例発表など（R6～R7 の主なテーマ）
「個別避難計画と災害時への備え」「障害を理由とする差別の解消の推進」「相談員の役割と活動」「身体障害者補助犬」など
- 2 岡山県社会参加推進協議会の開催（毎年）
対象：障害者団体（10 団体）の役員、行政など
内容：行政説明、団体活動状況など
- 3 障害者総合相談（通年）
対象者：障害のある人、家族など
相談内容：くらしや人権にかかわる生活全般
相談件数 529 件（R6 実績）
- 4 広報紙「はばたき」による啓発（毎月）（R6～R7 の主な関連記事）
改正障害者差別解消法の周知、人権相談窓口の紹介、身体障害者補助犬、障害者 IT サポートセンター、障害者マークなど
- 5 行政への要望活動（毎年）
「障害者差別解消条例の早期制定（県）」及び「改正障害者差別解消法の円滑な施行（国・県）」について
 - ・岡山県議会（自民党）へ要望（H29～R7）
 - ・（福）日本身体障害者団体連合会を通じて国へ要望（R2～R6）

中国運輸局岡山運輸支局

・職員への研修の実施

対象者：新規採用職員

内 容：障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項の理解

対象者：新任管理者職員

内 容：障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解

・職員への意識啓発

対象者：全職員

内 容：障害者へ適切な対応をするために必要なマニュアル等をイントラに掲載。年1回、セミナーを開催。

・バスの乗り方教室の実施

対象者：岡山市内の小学生

内 容：岡山市との共催で小学生を対象にバスの乗り方教室を開催。

実際の車両を用いての乗車方法に加え、車椅子利用者への配慮、優先席の意味などを学習してもらった。

岡山県（障害福祉課）

1 差別解消相談センターの設置

障害のある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供など、障害者差別に関する県民、民間事業者等からの相談に応じる障害者差別解消相談センターを設置し（岡山県社会福祉士会に委託）、差別解消に向けた情報提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行っている。

2 研修会の実施

（1）県職員研修（毎年）

①対象 新規採用職員、主任・主幹級職員、労務管理者

②内容 障害者差別解消法及び職員対応要領の説明等

（2）あいサポーター研修（毎年）

①対象 一般（誰でも受講可）

②内容 障害特性の理解と障害のある人への配慮（ちょっとした手助け）を実践する「あいサポート運動」の普及啓発

[令和6年度実績 研修実施回数：55回、参加者：5,713人]

[令和7年度実績（12月末時点） 研修実施回数：32回、参加者：950人]

3 セミナー等の開催

①対象 一般

②内容 障害者差別解消、障害者の権利擁護、虐待防止など

[令和7年度実績 12/7 障害者権利擁護セミナー（テーマ：知ることは、障がいを無くす。）]

4 啓発冊子の普及

「バリアフリー社会のおもいやり」、「あいサポート運動リーフレット」

2 不当な差別的取扱いや合理的配慮への対応事例等

岡山労働局

○合理的配慮の申出についての対応事例

(1) 脳性麻痺による上下肢障害者の採用（事務職）時の対応

- ・障害により椅子に座っていても安定しないことがあるとの申出により、両肘付きの安定感がある事務椅子を用意。
- ・障害により手指に力が入りにくいとの申出により、郵便開封作業用に電動レターオープナーや事務作業用に操作性を考慮したラベルライターを用意。
- ・脳性麻痺による体温調整の支障から暑さに弱いとの申出により、涼しい環境で休憩できるスペースを確保。

岡山県立倉敷まきび支援学校

○合理的配慮の申出についての対応事例

(1) すべての児童生徒に個別の教育支援計画を作成しているが、毎年、懇談等で合理的配慮に関する内容について、保護者のニーズを傾聴（相談）し、支援内容を合意の上で決め、教育支援計画に記載し、指導に関わる教職員で共通理解し、指導に当たっている。(ex. ことばでは理解・表現しにくい児童生徒のコミュニケーション方法として写真やイラスト、文字カード等を使用する。定期考査において iPad を用いたキーボード入力によって解答する。医療的ケア児に看護師を配置し、子どもの支援方法を共有し、学校で学ぶことのできる環境を整える。)

(2) 高等部の入学選考時には、中学校から願書とともに、「受験場の特別な配慮」に関する書類を提出していただき、可能な限り配慮を実施している(コミュニケーションカードの使用、パーティションの設置、問題用紙や解答用紙の拡大、試験時間の延長、漢字にルビをふる、代筆等)。

(3) 大学入学共通テストで、大学から依頼があれば、教職員が大学に出向き、合理的配慮の支援を行っている。

(4) 産業現場等における実習において、生徒の普段の生活の中の合理的配慮を事業所に説明し、学校と同じような合理的配慮を行ってもらっている。

岡山県手をつなぐ育成会

1 1月に岡山コンベックスで開催した県大会での対応について

①例年通り参加申込書に配慮事項の欄を作り、記入者と個別に対応を話し合った。車いす利用者が2名と高齢化等により長く歩くことが難しい参加者がいる団体からの要望があがってきた。会場のコンベックス側にも対応策があり、そのことを地図と説明をつけて対応を話し合った。

②今年度は会場いっぱいの参加者があり、「密状態」が苦手な参加者が数名会場の外に出ていた時間があった。クールダウンスペース（部屋）と活動を用意することができていなかったことを反省した。

高梁市

- ・声の広報を発行している支援団体から申し出があり、視覚障害者に対して声の広報を周知するとき、ハガキに音声コードと切欠き及び点字（高梁市福祉課声の広報のお知らせ）、墨字（大きめの文字で案内文）を記載した。

岡山県（障害福祉課）

○職員研修での相談・対応事例

（相談）

相談者（職員）から、職員研修においてログミーツによる文字おこしの要望があったもの。

（対応）

研修において、ログミーツによる文字おこしを実施し、おこした文字を閲覧するためのPCを設置した。また、講師の口が読めるよう、当該職員を講師に近い前方席に配席した。

○職場環境に対する配慮事例

執務室内の光に過敏な職員に対して、色のついた眼鏡の使用を認めるとともに、机に高さのある板を設置し、照明の光量を抑える工夫をした。

「4/2 世界自閉症啓発デー」取組まとめ

■3/30(日)啓発活動(JR岡山駅)

街頭啓発活動

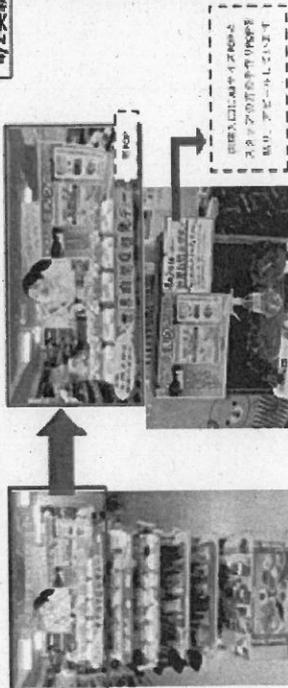
- 日時 / 令和7年3月30日(日) 10:00~11:00
- 場所 / JR岡山駅 東口エスカレーター下、西口(2階)
- 内容 / 啓発チラシとボールペンの配布
- 日時 / 令和7年04月01日(日) 10:00~10:30
- 場所 / JR岡山駅 エキチカひろば
- 内容 / 啓発パネルの展示と啓発活動の支援
※ 常設のらいオンで、岡山・山陽地下通駅を拠点として
「世界自閉症啓発デー」をPRするパンチバックの配布
(12:00~配布、なくなり次第終了)



NPO法人岡山県自閉症協会様がJR岡山駅にて「世界自閉症啓発デー」に向けた啓発活動を実施。チラシ等と一緒にパンチバック500個を配布頂きました。

■4/2(水)「世界自閉症啓発デー」売場事例

4/2実績 総個数：1,850個 総店数：352店



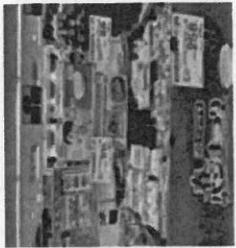
Yショップ愛媛県庁生協



フジ道後店



YショップIAにしうわ三崎店



グラン松山店



マルイ大福店



エミフル松前店



マツモトキヨシ平和町店



マツモトキヨシ中四国の展示会にて紹介
(試食も実施)

岡山県自立支援協議会専門部会の活動について

1 医療的ケア児等支援部会 *開催日：令和8年1月27日（火）

(1) 議題

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援等について
- 医療的ケア児等支援センターの運営状況について
- 学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について

(2) 協議の主な内容

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援等について
 - ・各市町村における協議の場の設置については、地域によって活発な協議会とそうではない協議会がある。地域で議論されている内容や状況を把握し共有していただきたい。
- 医療的ケア児等支援センターの運営状況について
 - ・医療的ケア者の家族の方は、経済的・心理的に困っていると思うため、県内の医療的ケア者の人数を把握していただきたい。
 - ・小児期には医療的ケアは必要でなかったが、大人になって必要となる方もいると思うため、人数の把握方法を考えていかなければいけない。
 - ・医療的ケア手順集の動画作成については、クラウドファンディングを実施し、約600万円を協力いただいた。令和8年4～5月にホームページに掲載する予定である。動画は、全て無料で全国公開する予定であり、様々な方が手軽に利用できるようにしていく。
- 学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について
 - ・医療的ケア児を抱える家族から保育所や学校に通わせるか迷っているという相談や医療的ケア児支援センターから相談があったら、連絡していただきたい。
 - ・こどもの権利条約では学校教育段階におけるインクルーシブ教育の充実を求めていることから、重度の医療的ケア児については、県下で統一して、希望する学校へ行くことができるよう検討していただきたい。

(3) その他

- ・避難所に電源があることが重要であるため、岡山市及び倉敷市だけでなく、県内でも安心して避難できる場所を整備していただきたい。
- ・酸素を必要とする医療的ケア児も多いため、酸素業者と協定を締結していただき、一時避難場所で酸素ボンベ等の機器を提供できるようになれば、より医療的ケア児は安心して避難できる。県内に広げていただきたい。
- ・医療的ケア児者を受け入れている事業所に、環境整備に取り組むことができるよう後押しができる仕組みがあれば、事業所での医療的ケア児者の受入れが増えるのではないかと思う。

2 就労支援部会 *開催日：令和7年10月24日（金）

(1) 議題

- 令和6年度工賃・賃金実績について
- 県内の就労継続支援事業所の現況について
- 就労選択支援について
- 農福連携について ほか

(2) 協議の主な内容

○令和6年度工賃・賃金実績について

- ・ 平均賃金月額（就労継続支援A型）は、令和5年度90,284円から令和6年度98,888円に約9%上昇、平均工賃月額（就労継続支援B型）は、令和5年度20,066円から令和6年度21,650円に約8%上昇した。
- ・ 物価高騰による支出増を、商品価格へ転嫁できていない事業所が多い。

○県内の就労継続支援事業所の現況について

- ・ 令和6年度報酬改定の影響で、昨年度から、A型事業所の廃止やB型事業所への転換が相次いだが、利用者側に大きな混乱は起こっていない。
- ・ B型事業所への転換に伴い、B型利用者が急増している。就労選択支援制度も始まり、就労継続支援事業所は、利用者のニーズや適性等にあったサービス提供が求められる。

○就労選択支援について

- ・ 令和7年10月から始まった新制度だが、スタート時点での指定は、岡山県内で7事業所（岡山市3、倉敷市4）と様子見のところが多い。
- ・ 就労選択支援は、「専門研修を受けた人員の配置」や「過去3年以内に3人以上の利用者の一般就労」といった要件もあり、参入ハードルが高いと感じている。
- ・ 県内でもB型事業所は増え続けているが、質の確保も大切である。就労選択支援は、「取りあえずアセスメントした」といったような形式的な支援ではなく、相談支援事業所等の関係機関とアセスメント結果を共有・連携し、その後の適切な支援につなげていくことが求められるが、現状、まだスムーズな連携はできていないと感じる。
- ・ 相談支援専門員もまだ制度理解が十分にできていない。

○農福連携について

- ・ JAグループでは、「農福コンソーシアム岡山」にも参画しており、農業関係団体等と連携して、強力に農福連携を進めていきたい。
- ・ 農福連携のマッチングが課題である。対応できる事業所が限定されていたり、県北地域は、作業の依頼があっても、そもそも事業所の数が少なかったりする。
- ・ 令和6年度から水福連携の取組（牡蠣養殖の付着作業など）を進めているが、外国人労働者の通年雇用化により、福祉事業所の仕事量が減少するなどの新たな課題も生じている。

3 人材育成部会 *開催日：令和8年1月16日（金）

(1) 議題

- 各種人材育成に係る研修の実績報告及び課題検討
- 相談支援専門員の量・質の向上
- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に係る現状と所感

(2) 協議の主な内容

○各種人材育成に係る研修の実績報告及び課題検討

- ・高次脳機能障害者支援体制加算の要件を満たす研修を令和7年度に岡山県で初めて実施し、来年度以降も引き続き実施する予定である。
- ・人材の確保、育成、定着は一体的である。研修への参加により自分自身の将来像や現在地を確認できるので、積極的に職員を研修に送り出してほしい。
- ・ライフステージを通じた発達障害者支援には高い需要がある。卒業後の進路について、先生、現在及び将来の支援者が地域で顔を合わせるような研修もある。
- ・相談支援従事者研修は研修期間が長く、感染症等で欠席すると修了できない。修了できなかった者が他の都道府県研修に流れている懸念がある。
- ・女性が出産育児休暇により離職すると更新研修の受講要件を満たすことが難しいことがあるので、国の制度ではあるがどうにかならないか。
- ・近年は開催される研修が多い。施設では配置基準により支援を行っているが、職員が受講者や講師等として研修に参加し、現場から抜けると大変である。

○相談支援専門員の量・質の向上

- ・主任研修は受講者少数により開催を中止した。隔年開催や他の都道府県との合同開催を視野に入れる必要がある。一方で、主任研修修了者の質の向上を目的とする主任フォローアップ研修は開催予定である。
- ・令和7年度障害者相談支援アドバイザー事業では基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置等に係る助言を目的として多くのアドバイザー等を市町村に派遣した。基幹相談支援センターの設置により支援者支援が進んでいる。
- ・特に障害児において受給者の割合やセルフプラン率は市町村間の差が大きく、地域の実情によって相談支援従事者の必要量も異なる。

○サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に係る現状と所感

- ・事業所の安定的な運営のためには適切な定員を確保しなければならない。一方で、受講者の間口を広げれば広げるほど事業所数は増え、淘汰される事業所も増え、その利用者が移動に困るおそれもある。
- ・全国では70%が指定方式、25%が委託方式、5%が直営方式で運営されている。岡山県は委託方式だが、長年地域の実践者が実践者を育成するという循環を大切にしてきた。

4 強度行動障害支援部会

<第1回> *開催日：令和7年7月30日（水）

（1）議題

- 岡山県における集中的支援等の取組状況について
- 岡山県における強度行動障害支援施策（次期取組期間：R8～10）の展開（案）について
- 令和7年度強度行動障害支援実態調査に係る企画（案） ほか

（2）協議の主な内容

<協議内容>

- 岡山県における集中的支援等の取組状況について
 - ・ 令和7年4月から開始した県と岡山市が一体の体制で行う「集中的支援」について、開始してみると、「相談から適切な支援への方向付け」「より丁寧な周知」「ケースワークとの連携」といった課題が浮き彫りになった。
- 岡山県における強度行動障害支援施策の展開（案）について
 - ・ 令和8年度からの取組は、「人材育成」「機関コンサルテーション」を2本柱として展開していくこととし、特に、「人材育成」に関しては、県内の強度行動支援の中核を担う人材を中心に、「オール岡山県」での体制づくりを進めていく。
- 令和7年度強度行動障害支援実態調査に係る企画（案）について
 - ・ 市町村が行う認定調査結果に基づき、強度行動障害支援に係る実態を調査するとともに、困難な状況にあるケースを把握した上で、地域の関係機関と連携して、効果的な支援に取り組むための実態把握を行う。

<第2回> *開催日：令和8年2月12日（木）

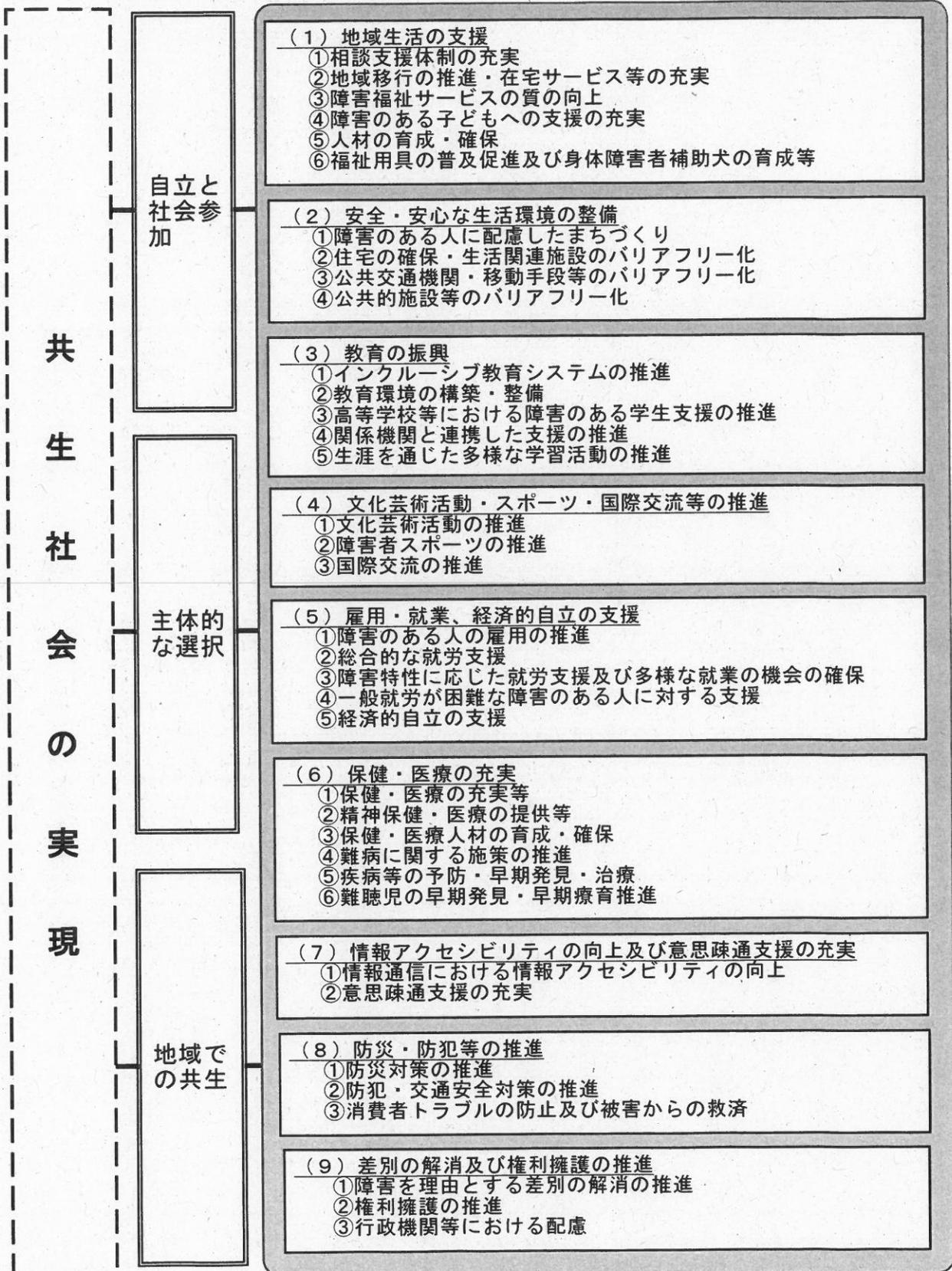
（1）議題

- 岡山県における集中的支援等の取組状況について
- 岡山県における強度行動障害支援施策（次期取組期間：R8～10）の展開について
- 人材育成に係る取組方針について
- 令和7年度強度行動障害支援実態調査結果について ほか

（2）協議の主な内容

- ・ 上記議題について、協議、承認を得て、今後の強度行動障害支援が効果的に実施できるよう施策展開を図っていく。
- ・ 特に「人材育成」に関しては、事業所における支援の中心的な役割を果たす「中核的人材」の養成研修の実施が、令和9年度から県に求められることから、令和8年度はその土台づくりを目指す。

第 5 期岡山県障害者計画（第 7 期岡山県障害福祉計画・
第 3 期岡山県障害児福祉計画）の概要（施策の体系）



第5期岡山県障害者計画の取組実績

数値目標項目	計画策定時点		令和6年度	目標		所管課
	現状数値	根拠年度	実績数値※	目標数値	目標年度	
1 地域生活の支援						
①共同生活援助（グループホーム）の整備見込量 （定員数） ※現状数値は令和5年9月末時点の数	2,559人	R5.9	2,924人	3,100人	R10	障害福祉課
②ペアレントメンターの人数	61人	R4	60人	70人	R10	障害福祉課
2 安全・安心な生活環境の整備						
①岡山県福祉のまちづくり条例による届出及び協議における整備項目適合率	38%/年度	R4	28.4%/年度	50%/年度	R10	建築指導課
②おかやまUDアンバサダーの登録者数 ※目標数値は令和6年度からの累計	72人/年度	R4	99人	225人	R10	人権・男女共同参画課
3 教育の振興						
①中学校から高等学校への個別の教育支援計画等の引継率	91.8%	R4	84.0%	100%	R9	特別支援教育課
②県公立学校における特別支援学校教諭免許状の保有率（特別支援学校教員）	91.8%	R4	91.9%	93.0%	R9	特別支援教育課
4 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進						
①障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	46回/年度	R4	49回/年度	50回/年度	R10	障害福祉課
5 雇用・就業、経済的自立の支援						
①福祉施設及び障害者就業・生活支援センターを利用して一般就労した人の数 ※目標数値は令和6年度からの累計	679人/年度	R4	771人	3,400人	R10	障害福祉課
②特別支援学校就職希望者の就職率 ※各年度3月時点	97.3%	R4	99.2%	100%	R9	特別支援教育課
③特別支援学校卒業生で就職した者の1年目の定着率 ※卒業翌年度の3月時点	86.6%	R4	89.3%	95.5%	R9	特別支援教育課

数値目標項目	計画策定時点		令和6年度	目標		所管課
	現状数値	根拠年度	実績数値※	目標数値	目標年度	
6 保健・医療の充実						
①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置している市町村の数	26市町村	R4	全市町村	全市町村	R10	健康推進課
②医療的ケア児等支援者養成研修を受講修了した人の数 ※目標数値は令和6年度からの累計	17人/年度	R4	13人	90人	R10	障害福祉課
7 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実						
①障害者ITサポートセンター利用者数	685人/年度	R4	691人	800人/年度	R10	障害福祉課
②点訳奉仕員の養成研修を受講修了した人の数 ※目標数値は令和6年度からの累計	7人/年度	R4	9人	15人	R10	障害福祉課
③朗読奉仕員の養成研修を受講修了した人の数 ※目標数値は令和6年度からの累計	11人/年度	R4	15人	35人	R10	障害福祉課
④意思疎通支援者の県登録者数（手話通訳者）	174人	R4	183人	200人	R10	障害福祉課
⑤意思疎通支援者の県登録者数（要約筆記者）	178人	R4	169人	210人	R10	障害福祉課
⑥意思疎通支援者の県登録者数（盲ろう者向け通訳・介助員）	73人	R4	75人	90人	R10	障害福祉課
⑦意思疎通支援者の県登録者数（失語症向け意思疎通支援者）	79人	R4	124人	200人	R10	障害福祉課
8 防災・防犯等の推進						
①個別避難計画作成に向けて取り組み始めた地区のある市町村の数 ※現状数値は令和5年1月1日時点の数	21市町村	R5.1	全市町村	全市町村	R7	危機管理課
②「消費者安全確保地域協議会」を設置した市町村の数	4市町村	R4	5市町村	10市町村	R7	くらし安全安心課
9 差別の解消及び権利擁護の推進						
①あいさぽーター研修を受講修了した人の数	31,601人 (累計)	R4	39,280人	45,000人 (累計)	R10	障害福祉課

※実績数値欄は、直近で確認できる最新数値を記載

第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画の取組実績

〈成果目標〉

数値目標項目	計画策定時点		令和6年度	目標		所管課
	現状数値	根拠年度	実績数値※	目標数値	目標年度	
福祉施設の入所者の地域生活への移行						
①令和4年度末の施設入所者数(2,115人)のうち、令和8年度末までの地域生活への移行者数(移行率) ※目標は令和6年度からの累計	46人/年度	R4	32人(1.5%)	127人(6.0%)	R8	障害福祉課
②令和4年度末の施設入所者数(2,115人)のうち、令和8年度末までの削減数(削減率) ※目標は令和6年度からの累計	29人/年度	R4	33人(1.6%)	106人(5.0%)	R8	障害福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築						
①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域生活における平均生活日数	319.4日	R1	316.9日	325.3日	R8	健康推進課
②精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	1,441人	R4.6	1,526人	1,418人	R8	健康推進課
③精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	651人	R4.6	593人	607人	R8	健康推進課
④入院後3か月時点の退院率	66.8%	R1	68.4%	68.9%	R8	健康推進課
⑤入院後6か月時点の退院率	81.5%	R1	82.6%	84.5%	R8	健康推進課
⑥入院後1年時点の退院率	88.7%	R1	89.2%	91.0%	R8	健康推進課
地域生活支援の充実						
①地域生活支援拠点等の整備	10市8町1村で整備済	R4	12市9町1村で整備済	各市町村に整備(複数市町村による共同設置も可)	R8	障害福祉課
②地域生活支援拠点の機能充実のための運用状況の検証及び検討実施回数	6市5町において年1回以上実施	R4	6市4町において年1回以上実施	各市町村において1回以上実施	R8	障害福祉課
③強度行動障害のある人の状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備	—	—	6市3町1村で整備済	各市町村または圏域において整備	R8	障害福祉課
福祉施設から一般就労への移行等						
①一般就労への移行者数	357人	R3	525人(1.47倍)	457人(1.28倍)	R8	障害福祉課
②就労移行支援事業からの一般就労移行者数	191人	R3	266人(1.39倍)	250人(1.31倍)	R8	障害福祉課
③就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	100人	R3	128人(1.28倍)	129人(1.29倍)	R8	障害福祉課
④就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	53人	R3	106人(2.00倍)	68人(1.28倍)	R8	障害福祉課
⑤就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	—	—	73.9%	5割以上	R8	障害福祉課

数値目標項目	計画策定時点		令和6年度	目標		所管課
	現状数値	根拠年度	実績数値※	目標数値	目標年度	
⑥就労定着支援事業の利用者数	67人	R3	76人(1.13倍)	94人(1.41倍)	R8	障害福祉課
⑦就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	-	-	27.8%	2割5分以上	R8	障害福祉課
障害児支援の提供体制等の整備等						
①児童発達支援センターの確保	9市18か所設置	R4	11市4町18か所設置	各市町村に1か所以上設置(圏域での設置も可)	R8	障害福祉課
②保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	-	-	7市1村で体制構築	全市町村において体制を構築	R8	障害福祉課
③児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進	県及び市町村において連携体制を構築	R4	県及び市町村において連携体制を構築	県(必要に応じて指定都市)において中核機能を確保	R8	障害福祉課
④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	7市1町14か所設置	R4	10市5町16か所設置	各市町村に1か所以上設置(圏域での設置も可)	R8	障害福祉課
⑤主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	8市1町17か所設置	R4	11市3町20か所設置	各市町村に1か所以上設置(圏域での設置も可)	R8	障害福祉課
⑥医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	24市町村で設置済	R4	26市町村で設置済	各市町村に設置(県が関与した上での圏域での設置も可)	R8	障害福祉課
⑦医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	11市町村で配置済	R4	15市町村で配置済	各市町村に設置(県が関与した上での圏域での設置も可)	R8	障害福祉課
⑧障害児入所施設から大人としてふさわしい環境へ移行するための移行調整に係る協議の場の設置	-	-	必要に応じて個別の協議の場を設置	県及び岡山市に設置	R8	障害福祉課
相談支援体制の充実・強化等						
①基幹相談支援センターの設置	-	-	10市5町で設置済	各市町村に設置(複数市町村による共同設置も可)	R8	障害福祉課

<活動指標>

数値目標項目	計画策定時点		令和6年度	目標		所管課
	現状数値	根拠年度	実績数値※	目標数値	目標年度	
福祉施設から一般就労への移行等						
①福祉施設利用者のうち、福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	332人	R4	373人	365人	R8	障害福祉課
②福祉施設から一般就労への移行者のうち、障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	37人	R4	51人	41人	R8	障害福祉課
③福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	201人	R4	230人	221人	R8	障害福祉課

数値目標項目	計画策定時点		令和6年度	目標		所管課	
	現状数値	根拠年度	実績数値※	目標数値	目標年度		
発達障害者等に対する支援							
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	3回	R4	3回	3回	R8	障害福祉課	
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	4,669件	R4	4,209件	4,700件	R8	障害福祉課	
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	526件	R4	382件	530件	R8	障害福祉課	
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数	502件	R4	264件	510件	R8	障害福祉課	
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者） （ア）受講者数（保護者） （イ）実施者数（支援者）	(ア) 132人 (イ) -	R4	(ア) 165人 (イ) 118人	(ア) 140人 (イ) 20人	R8	障害福祉課	
⑥ペアレントメンターの人数	61人	R4	60人	70人	R8	障害福祉課	
⑦ピアサポード活動への参加人数	428人	R4	544人	440人	R8	障害福祉課	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築							
①精神障害者の地域移行支援利用者数	33人	R4	33人	50人	R8	障害福祉課	
②精神障害者の地域定着支援利用者数	193人	R4	200人	286人	R8	障害福祉課	
③精神障害者の共同生活援助利用者数	501人	R4	707人	596人	R8	障害福祉課	
④精神障害者の自立生活援助利用者数	25人	R4	26人	46人	R8	障害福祉課	
⑤精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	-	R4	187人	132人	R8	障害福祉課	
⑥精神病床からの退院患者の退院後の行き先	在宅	304人	R4	318人	310人	R8	健康推進課
	他院の精神病床	18人	R4	10人	10人	R8	健康推進課
	自院の精神病床以外の病床	3人	R4	2人	3人	R8	健康推進課
	他院の精神病床以外の病床	67人	R4	39人	67人	R8	健康推進課
	障害福祉施設（グループホームを含む）	44人	R4	60人	45人	R8	健康推進課
	介護施設	46人	R4	47人	50人	R8	健康推進課
	その他施設等（救護施設・母子寮・司法関係）	3人	R4	6人	3人	R8	健康推進課
	合計	485人	R4	482人	488人	R8	健康推進課

数値目標項目	計画策定時点		令和6年度	目標		所管課
	現状数値	根拠年度	実績数値※	目標数値	目標年度	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組						
①相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）の修了者数	-	-	491人	185人	R8	障害福祉課
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）の修了者数	-	-	676人	900人	R8	障害福祉課
③意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	(ア) 相談支援専門員					
	研修実施回数	-	-	3回	3回	R8 障害福祉課
	研修修了者数	-	-	491人	185人	R8 障害福祉課
	(イ) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者					
	研修実施回数	-	-	11回	2回	R8 障害福祉課
	研修修了者数	-	-	676人	600人	R8 障害福祉課
④指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有回数	2回	R4	4回	2回	R8	指導監査課

※実績数値欄は、直近で確認できる最新数値を記載



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか

こども家庭庁

資料4

社会保険審議会障害者部会（第154回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）

R8.1.19

資料1-1

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要（案）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たったての基本的な方針。
 - 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
 - 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
- ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する

基本的考え方 【新規】

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目

標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上【新規】
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害者について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用を要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行介護の利用者数、利用時間数 ○ 行動介護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ヘアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ヘアレントメンター人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導・監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

【参考】地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

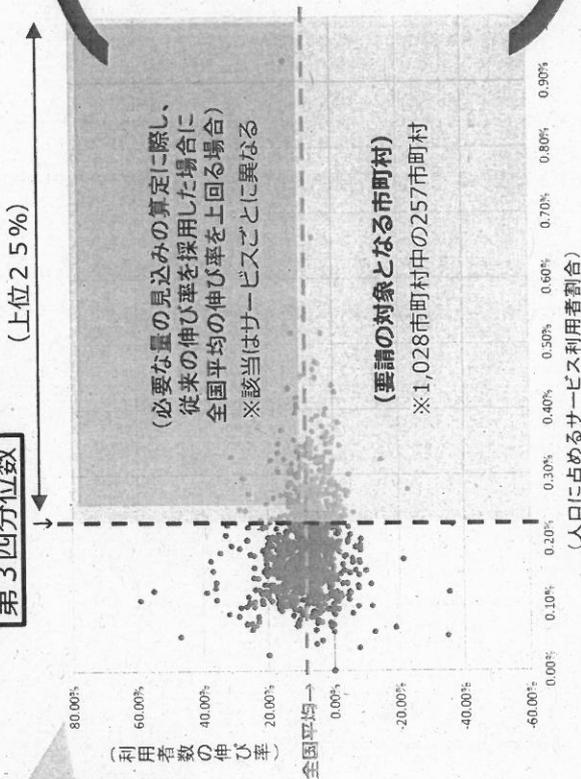
(※1) 対象となる市町村 (特別区を含む。以下同じ。)

要件1 : 中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2 : 人口に占めるサービス利用者割合 (年齢調整しないもの) が、

要件1 を満たす市町村の上位25%の市町村

【要件1】
全部過疎市
町村を除いた
グラフ
(⇒1,028
市町村)



(※2) 対象サービス

総量規制の対象サービス (入所施設を除く)

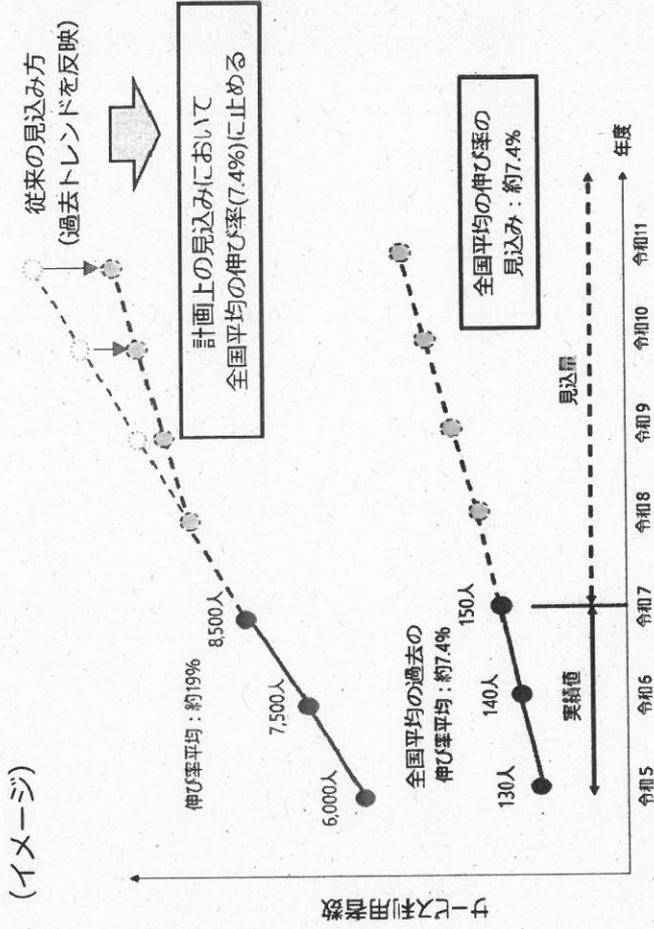
(現行の該当: 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びりに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能)